

Markit iBoxx 米ドル建て
リキッド・ハイイールド・
キャップト指数算出要領

2014年7月14日

1	Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数	2
1.1	指数の管理	5
1.1.1	テクニカル委員会	5
1.1.2	監督委員会	5
1.2	Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の公表	5
2	構成債券選定の規定	6
2.1	債券の種類	6
2.1.1	公開買い付け及びコール	7
2.2	信用格付	7
2.2.1	格付安定化期間	7
2.3	残存期間	7
2.3.1	想定残存期間	7
2.3.2	発行時の想定残存期間	7
2.4	残高	8
2.4.1	発行残高	8
2.4.2	発行体の残高	8
2.5	債券の区分	8
2.5.1	通貨単位	8
2.5.2	発行体	8
2.5.3	発行体の国	8
2.5.5	セクター区分	8
2.6	上限	8
2.6.1	発行体の上限	8
2.6.2	ルール 144A 債の上限	9
2.7	ロックアウト期間および最低運用期間	9
2.7.1	ロックアウト期間	9
2.7.2	最低運用期間	9
2.8	例年の指数見直し	9
3	指数算出	9
3.1	静的データ	9
3.2	債券価格	9
3.3	リバランスのプロセス	9
3.3.1	リバランスの手順	10
3.4	指数の比重	10
3.5	指数の算出方法	10
3.6	月に発生した特別なイベントの扱い	11

3.6.1	予定外の全額償還 - コール及びプット、買い戻しの行使	11
3.6.2	経過利子のない債券	11
3.6.3	仕組債	11
3.7	指数の歴史	11
3.8	決済日の規定	11
3.9	カレンダー	11
3.10	データの公表およびアクセス	11
4	付属資料	13
	付属資料 I: 2012 年 5 月 31 日発効の指数の関する変更	13
4.1.1	発行日からの期間	13
4.1.2	信用格付	13
4.1.3	債券の種類	14
4.1.4	最初の決済日	14
4.1.5	採用対象国及び除外国	14
4.1.6	発行体の国	14
4.1.7	残存期間	15
4.2	Markit iBoxx の格付平均化の方法	15
4.2.1	概要	15
4.2.2	Markit iBoxx 指数の格付平均化の方法	15
5	詳細情報	17

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数に関する変更

2014年3月31日	2.1項で永久債適格性を明確化
	2.4.2項で発行体残高規定を明確化
	2.5.5項でセクター区分を明確化
2013年3月31日	Markit iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、 「Markit iBoxx価格算出規定」に記載の価格算出方法に依拠する
2012年5月31日	Markit iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数を拡張(付属資料 I)
2011年8月11日	Markit iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数をローンチ

1. Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、米ドル建て高利回り社債のパフォーマンスを反映するように設計されています。この指数規定は、米ドル建てで流動性のある高利回り債のユニバースを広範にカバーすることを目的としており、OTC 及び上場デリバティブ、上場投信ファンド(ETF)に適した基準となるよう設計されています。同指数は、グローバルな Markit iBoxx 指数ファミリーで重要な位置づけされており、債券市場及び投資のパフォーマンスを評価する為の正確で客観的な指数を市場に提供しています。同指数は、発行体の時価ウェイト 3%を上限に、また、登録権のないもしくは 1 年を超える登録期間のある 144A 債については 10%を上限に、市場価値で加重平均されています。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、毎月 1 回月末にリバランスされ(「リバランス日」)、先進国の法人発行体が発行し、Fitch Ratings、Moody's Investors Service、又は Standard & Poor's Rating Services のうち少なくとも 1 社が格付を行っている、投資適格以下の米ドル建て債券で構成されています。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の構成銘柄は、リバランス実行日の 4 営業日前に Markit Indices Limited の独自の判断で、関連する債券データが検証可能であることが認識され、以下に記載される全ての基準を満たす必要があります。新規の指数構成銘柄は翌月(「構成月」)の第 1 営業日から有効となります。

すべての iBoxx 債券指数は、複数のデータに基づき価格が設定され、これらデータは、古い、又は市場で取引された以外の価格を除外する、厳密な品質管理プロセスの対象となります。Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、「Markit iBoxx 価格算出規定」に記載されている価格算出方法に従って算出されており、Markit iBoxx 価格算出規定の資料は、www.markit.com/indices(Markit iBoxx 指数 → Markit iBoxx → Markit iBoxx 規定)の算出方法関連資料セクションの画面右側に位置している Markit iBoxx 規定ページにあります。

また、指数規定及び適用は、次の 2 つの委員会が管理します。

- テクニカル指数委員会: マーケットメーカー及び銀行の代表者から構成され、毎月のリバランスを裁定すると共に、市場動向を監視するために毎月ベースで会合を持つ。
- 監督委員会: 大半はバイサイドの代表者から構成され、テクニカル指数委員会の提言や広範な指数規定、並びに規定変更を促すような市場展開などを協議するために会合を持つ。

この文書では、指数選定規定や算出方法を扱います。

1.1 指数の管理

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の独立性と客観性を保証するため、Markit は次の明確に区別される 2 つの委員会から助言を求めますが、これは主な Markit iBoxx 指数ファミリーの諮問構造に沿ったものです。

1.1.1 テクニカル委員会

テクニカル委員会は、マーケットメーカー及び銀行の代表者で構成されます。同グループの主な目的は、特に債券の選定資格又は区分が不明確もしくは議論を呼ぶもの場合に、適格な構成銘柄の認識をサポートをすることです。加え、同委員会は、指数の規定変更を促すような市場展開について協議し、規定の変更や指数の追加について提言を行います。同委員会は、毎月 1 回会合を開きます。

1.1.2 監督委員会

監督委員会は、広範な資産運用会社の代表者で構成されており、テクニカル指数委員会の提言を批評し、規定変更を促すような市場展開に対するアドバイスを提供します。

1.2 Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の公表

すべての指数は、米国の一般的な銀行休業日を除き、月曜日から金曜日まで毎日取引終了時点で算出され、米国東部標準時の午後 4 時以降に 1 日 1 回提供されます。また、各月の最終暦日が取引日ではない場合は、前の取引日終値で指数算出を行います。

Markitは登録ユーザー向けに、www.markit.com/indicesの指数セクションの「カレンダー」に指数算出カレンダーを掲載している他、主要な情報ベンダーから指数データ及び債券価格情報も、入手可能です。

債券及び指数の指数の分析値は、終値を用いて各取引日に算出されます。指数の引け値主要統計値は、登録ユーザー向けに、www.markit.com/indicesの指数セクションで、各営業日終了時に公表しています。

2. 構成債券選定の規定

次の選定基準を使用し、指数構成銘柄を決定します。

- 債券の種類
- 信用格付
- 残存期間
- 残高
- 区分
- ロックアウト期間
- 最低運用期間

2.1 債券の種類

同指数は債券のみで構成されており、キャッシュフローを事前に測定できる固定利付債のみが、同指数への選定対象となります。短期国債とその他の短期金融市場商品は対象となりません。なお、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプト指数には、米ドル建ての債券のみが構成銘柄として含まれます。

特に、以下の特性を有する債券が含まれます。

- 固定利付債
- 発行時に(又は発行体の格付機能として)クーポンの予定が分かっているクーポン付きのステップアップ債
- 減債基金及び償却債
- 中期債(「MTN」)
- 登録債が指数採用に可能な、ルール 144A に基づく債券発行
- 任意償還権付社債
- 買取請求権付社債

次の種類の債券は、指数から特に除外されます。

- 優先株式
- 任意及び強制転換社債
- 条件付強制転換機能、又は最初の償還日以前の転換オプションのある劣後銀行債又は保険債は、指数では不適格となります。
- その他の株式機能(例: オプション／ワラント)のついた債券
- 私募債。私募債の一覧は毎月更新され、www.markit.com/indicesの*指数関連ニュース*で公表されます。

どのくらいの額が私募及び公募となると確認できる情報を含めた一部私募債については、公募額を指数に含めることができます。公募額がカットオフを下回る場合、その債券は指数に含まれません。私募については、公表された情報が必ずしも最終的なものとは限りません。iBoxx テクニカル委員会は、見込みのある私募を審査し、その結果としてこうした私募債が除外された証券の一覧に加わる場合があります。

- 永久債(2.3項に従い有効な想定残存期間で償還請求可能な場合を除く)
- 変動利付債
- PIK債(PIK期間中)
- ゼロクーポン債

- ゼロステップアップ債 (GAINS)
- 付利期間とクーポン支払期間とが異なる債券及び月次支払債
- S 規制に基づき発行された債券

2.1.1 公開買い付け及びコール

リバランス日直後の月に、取引所での買い付けを除く確定コールや公開買い付けの対象となる債券は、Markit が債券選定の cutoff 日時点でその公開買い付けやコールを認識している場合、指数から除外されます。

2.2 信用格付

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数のすべての債券は、投資適格以下の Markit iBoxx 格付けを有している必要があります。Markit iBoxx 格付け算出では次の信用格付機関 3 社の格付を考慮します。

- Fitch Ratings (Fitch)
- Moody's Investor Service (Moody's)
- Standard & Poor's Rating Services (S&P)

投資適格以下の格付は、Fitch 又は S&P では BB+ 以下、Moody's では Ba1 以下と定義されますが、債務不履行ではないものとします。

債券が上記の格付機関のうち 2 つ以上で格付されている場合、Markit iBoxx の格付は、提供された格付けの平均となります。格付けは、最も近い格付の等級に統合されますが、格付のノッチは使用されません。平均格付の算出方法の詳細については、Markit iBoxx 格付規定をご参照ください。同規定は、www.markit.com/indices の *Markit 債券指数 - Markit iBoxx* → *Markit iBoxx 規定* 又は付属資料 4.2 に掲載しています。

Fitch 又は S&P により D と格付された、又は Moody's のデフォルト発表の対象となっている債券は、指数に組み込むことはできません。既に指数に採用されている債券においても、その後 (構成債券選定締切日時点で) Fitch 又は S&P が格下げした、又は Moody's のデフォルト発表対象とされているものは、次のリバランス日に指数から除外されます。

ID が変更された場合、又は 144A 債が登録債になった場合、144A 債の格付を登録債にも採用します。

2.2.1 格付安定化期間

債券が投資適格からハイイールドに移行した後、指数に採用される前に、その状態を 3 か月間 (「安定化期間」) 保持しなければなりません。

2.3 残存期間

2.3.1 想定残存期間

すべての債券は、リバランス日に、次の想定残存期間が必要です。

- 最低でも 1 年以上、並びに
- 新たに組み入れられたすべての構成銘柄は、1 年 6 か月以上の想定残存期間を有している必要があります。

想定残存期間は年で表され、以下の通り算出されます。

- プレイン・バニラについては、想定残存期間は満期までの期間となり、現在の月の最終暦日から満期日までの日数として算出されます。
- 期日付き及び期日なしの償還請求可能なハイブリッドキャピタル債については、最初の償還請求日は常に、想定償還日と推定されます。想定残存期間は、その月の最終暦日から想定償還日までの日数として算出されます。
- ソフトプレット債については、債券の想定残存期間は最終満期日ではなく想定満期日までの時間となります。

2.3.2 発行時の想定残存期間

すべての債券は、発行時に 15 年以下の想定残存期間を有している必要があります。

2.4 残高

2.4.1 発行残高

債券の額面残高は、債券選定締切日時点で、4億米ドル以上でなければなりません。一部買い戻しや増額は、債券の額面残高に影響を与えます。債券選定締切日時点で Markit が、候補となっている債券が一部又は全額の買い戻し、もしくは増額に伴う額面残高が変化していること認識した結果、その変更を考慮します。

2.4.2 発行体の残高

発行体からの、全ての米ドル建て転換不能な債券の額面残高は、債券選定締切日時点で、10億米ドル以上で達していなければなりません。

2.5 債券の区分

すべての債券は、発行体の主たる活動および、クーポンの支払と償還に使用するキャッシュフローの主たる資金源に基づき区分します。加え、債券の特定の担保種類及び法規も査定します。これらにより、同じ発行体の異なる子会社が発行した債券が、異なる区分となることもあります。

発行体の区分は、Markit が受領した最新情報に基づき定期的に見直され、内容の変更は、必要に応じて次のリバランス時に指数に含まれます。

2.5.1 通貨単位

債券は米ドル建てでなければなりません。

2.5.2 発行体

債券は企業の信用、すなわち、特定の資産を担保としていない、法人発行体が保証する債券でなければなりません。政府及び政府機関、準政府機関、政府が支援又は保証する事業体が発行する債券は除外されます。

指数の採用銘柄候補を選定するにあたり、「発行体」は、Bloomberg のティッカーによって定義されます（例：ティッカーを共有するすべての債券は、同じ発行体に帰属）。

2.5.3 発行体の国

「Markit グローバル経済発展区分」に基き、先進市場として区分された国の債券は、同指数採用銘柄の対象となります。

2012年8月時点で、発行体、又は金融子会社の場合、発行体の保証人又は会社の住所は、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、カナダ、ケイマン諸島、キプロス、デンマーク、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、米国または英国でなければならず、これらの国はカントリーリスク対象国でもあります。

2.5.4 採用対象国又は除外国

新たな国が「Markit グローバル経済発展区分」に基づいて先進国に区分された場合、その国は指数に追加されます。

「Markit グローバル経済発展区分」に基づいて新興国と区分された場合、同国は指数に採用される資格を失います。「Markit グローバル経済発展区分」は、1年に一度更新され、結果は7月末に公表、10月末から有効となります。

2.5.5 セクター区分

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の各構成銘柄は、以下のセクターの1つに属しています。石油&ガス、素材、インダストリアルズ、消費財、ヘルスケア、消費者サービス、通信、テクノロジー、公益、金融及び技術。

2.6 上限

2.6.1 発行体の上限

発行体には、3%の上限が適用されますが、同上限は、ティッカーに基づきます。

2.6.2 ルール 144A 債の上限

登録債を採用できない場合、ルール 144A 債(以下 144A 債とする)を指数への採用が可能です。144A 債(「144A の上限付債券」)は、以下の場合、指数での上限を 10%とする必要があります。

- 144A 債に登録請求権がない
- 144A 債の登録期間が 365 日より長い
- 144A 債の登録期間の長さに関する情報がない
- 144A 債の登録期間が 365 日又はそれ以下であるが、320 日以内に登録しなかった

2.7 ロックアウト期間および最低運用期間

2.7.1 ロックアウト期間

リバランス日に Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数から除外された債券は、3 か月間、指数に再び採用されることはできません。

ロックアウト期間についての規定は、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の構成銘柄選定についての他の規定に優先します。ロックアウトされた債券は、指数への採用資格を満たしていても、採用されることはありません。

2.7.2 最低運用期間

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数に採用される全ての債券は、採用期間内に投資適格に格上げされる、債務不履行に陥る、もしくは全額償還されるなどのことがない場合は、最低 6 か月間は指数への採用が継続される必要があります。

2.8 例年の指数見直し

指数の規定は、指数が米ドル建てリキッドハイイールド社債市場をバランスよく反映しているか、1 年に一度、例年の指数プロセス見直しにおいて再考され、その結果は 10 月末から有効となります。

3. 指数算出

3.1 静的データ

指数算出に使用する情報は、目論見書を情報源とし、基準となるデータ提供者者と比較チェックされます。

3.2 債券価格

詳細については、www.markit.com/indices(Markit iBoxx 指数・Markit iBoxx 〃・Markit iBoxx 規定)の算出方法関連資料セクションの画面右側に位置している Markit iBoxx 規定ページをご参照ください。

3.3 リバランスのプロセス

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数は、毎月最終営業日の業務終了後に、リバランスされます。残高の変更は、月末の 4 営業日前に公知となっている場合にのみ考慮されます。格付けの変更は、月末の 3 営業日前に公知となっている場合にのみ考慮されます。新規発行債券については、その月の最終暦日(当日を含む)までに決済されることが公に知られているかどうか、その格付けが月末の 4 営業日前までに公表されているかどうかを考慮されます。

各月末の 10 営業日前に、暫定メンバーリストが FTP サーバで、並びに www.markit.com/indices の指数セクションにある「データ→債券リストのプレビュー」で、登録ユーザー対象に公開されます。

各月末の 4 営業日前(「債券選定締切日」)に、指数の構成銘柄が決定し、更新された構成銘柄リストが公表されます。

各月末の 3 営業日前に、構成銘柄の格付情報が更新され、月末の 3 債券取引日前に確認されている全ての格付変更に基づき同リストが調整されます。債券選定締切日の後でハイイールドに格下げした債券は採用銘柄候補に含まれない他、月末の 3 営業日前に投資適格に格上げされた債券は、採用銘柄から除外されます。

各月の最終営業日に、Markitは、債券の終値を加えた最終的な構成銘柄及び債券指数価格に基づくさまざまな債券分析公表します。

3.3.1 リバランスの手順

初段階で、第2項に記載の選定基準が、米ドル建て債券のユニバースに適用されます。

- 債券選定締切日時点での債券格付と残高を使用します。
- 満期日は、債券の残存期間で固定となります。
- リバランス日またはそれ以前に最初の決済のある債券のみが、選定プロセスに含まれます。

3.4 指数の比重

適格な債券ユニバースを定義した後、各債券の比重を決定し、必要に応じ、発行体には3%、「144A債」には10%の上限を設け適用します。比重と上限の要因は、月末の市場価値を用いて、各月の最終営業日に決定します。

3.5 指数の算出方法

トータルリターン算出要因は、価格変化、経過利子、利払い、並びに構成月の間に受領したキャッシュフローでの再投資収益です。

$$TR_t = TR_{t-s} \frac{\sum_{i=1}^n (P_{i,t} + A_{i,t} + XD_{i,t-s} \cdot (CP_{i,t} + G_{i,t})) \cdot N_{i,t-s} + CASH_{t-1} \cdot \left(1 + \frac{Y_{LIBID,t-1}}{360}\right)}{\sum_{i=1}^n (P_{i,t-s} + A_{i,t-s} + XD_{i,t-s} \cdot CP_{i,t-s}) \cdot N_{i,t-s}}$$

$A_{i,t}$	算出日t時点での債券iの経過利子
$A_{i,t-s}$	以前のリバランス日t-sでの債券iの経過利子
$CASH_{t-1}$	前営業日でのキャッシュポジション
$CP_{i,t}$	配当落ち期間における債券iの次のクーポン支払の価値。配当落ち期間以外の場合、この値は0となります。
$CP_{i,t-s}$	配当落ち期間の(以前のリバランス日時点での)債券iの次の利払いの価値。なお、配当落ち期間以外の場合、この値は0となります。
$G_{i,t}$	時点tでの、債券iから受領した利払いの価値。ない場合、値は0となります。
$P_{i,t}$	前回のリバランス日t-s時点での債券iの残高
$P_{i,t}$	t時点での債券iの利払いを含まない価格
$P_{i,t-s}$	前回のリバランス日時点又は以前の最終営業日での債券iの終値
TR_t	t時点でのトータルリターン指数レベル
TR_{t-s}	前回のリバランス日における引けでのトータルリターン指数レベル
$XD_{i,t-s}$	債券が配当落ち期間に指数に採用された場合には、値は0となります。 (a)クーポン支払が配当落ちでない、(b)配当落ち期間に指数に採用されていない、または(c)前回の配当落ち期間に指数に採用されている場合、値は1となります。
$Y_{LIBID,t-1}$	キャッシュの翌日物金利

具体的な指数の算出式については、iBoxx@markit.comまでお問い合わせください。

ドル建ての算出は、統合されたiBoxxのビット価格に基づき、米国東部標準時の午後4時頃毎日実施されます。

3.6 月内に発生した特別なイベントの扱い

3.6.1 予定外の全額償還 - コール及びプット、買い戻しの行使

債券が月内に全額償還される場合、その債券は実質的に存在しなくなります。すべての算出において、償還された債券は、直近の iBoxx の価格またはコール価格、買い戻し価格に適宜基づき、キャッシュとして扱われます。これらのイベントを指数及び分析の算出で算出する際、償還要因 $F_{i,t}$ および償還 $R_{i,t}$ 、償還価格 $RP_{i,t}$ が使用されます。加え、債券のクーポン支払を含まない価格が償還価格に設定され、償還日までに発生した金利は、不定期のクーポン支払として扱います。

3.6.2 経過利子のない債券

債券が経過利子のないものとされる場合、債券の経過利子はトータルリターン指数算出で 0 に設定され、その債券はすべての債券及び指数分析値の算出から除外されます。

3.6.3 仕組債

債券の残存期間において、事前に定義されたクーポンの変更が発生し、それにより毎年のクーポンが変化します。

すべての場合において、クーポンの変化は、固定されたクーポンに固定額が加算されることでなければなりません。すなわち、変動利付債は、指数には不適となり。主な 2 種類の債券は、ステップアップ債とイベント・ドリブン・ボンドです。

- ステップアップ債: 債券の残存期間中変更できない、事前に定義された利払いスケジュールを有する債券。利払いスケジュールは、すべての債券算出で使用します。
- イベントドリブン・ボンド: クーポンが、事前に定義されたイベントの発生(もしくは未発生)に伴い変更可能な債券。例としては、格付に基づく債券の格付け変更、登録に基づく債券の未登録、合併に基づく債券における合併の未完了などがあります。指数算出や分析には、算出日時点での利払いスケジュールを使用します。つまり、利払いスケジュールを決定するにあたり、算出日以降に発生する全てのイベントは考慮されません。
- イベント・ドリブン・ボンドの例: 2003 年 12 月 31 日に、債券の格付が A から BBB+ に変更され、2004 年 3 月 1 日からクーポンが 6% から 6.25% に上昇。利払日は毎年 10 月 1 日と 4 月 1 日。同債券及び指数の算出における正確な利払いスケジュールは、日程によるものです。2003 年 12 月 20 日の指数算出においては、債券の残存期間すべてについて 6% のクーポンを使用する一方、2004 年 1 月 31 日の算出では、2004 年 2 月 29 日までの現在のクーポン期間には 6% のクーポン、以後のすべての利払いについては 6.25% のクーポンを使用します。3 月 20 日の指数算出では、2 月 29 日までは 6% のクーポン、現在のクーポン期間の残りについては 6.25% のクーポン、将来全てクーポン支払については 6.25% のクーポンを使用し、4 月 1 日以降の指数算出には 6.25% のクーポンを使用します。

3.7 指数の歴史

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数のローンチ日は、2011 年 8 月 11 日です。Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の基準日は 2009 年 6 月 30 日で、基準値は 100 となります。

3.8 決済日の規定

すべての Markit iBoxx 指数は、t+0 を決済日として想定し算出します。

3.9 カレンダー

Markit は、登録ユーザー向けに、www.markit.com/indices の指数セクションから入手可能なカレンダーの中で、指数算出カレンダーを公表しています。このカレンダーには、所定の年に Markit iBoxx の債券指数ファミリーの指数算出を行う時期の概要が記載されています。

3.10 データの公表およびアクセス

以下の表には、Markit のウェブサイト www.markit.com/indices における指数セクションや FTP サーバ、ブルームバーク又はロイターでの、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の公表内容の要旨が記載されています。

日次ファイル	アクセス
指数の基となるファイル – 債券レベル	Markit FTP サーバ
指数ファイル – 指数レベル	Markit FTP サーバ／Markit ウェブサイト／ブルームバーグ、いずれも指数レベルのみ
週次ファイル	
• 構成銘柄のプレビュー	Markit FTP サーバ／Markit ウェブサイト
月次ファイル	
• 構成銘柄の月次ファイル	Markit FTP サーバ／Markit ウェブサイト
• XREF ファイル	Markit FTP サーバ

各公表チャンネルの ID の要旨は次のとおりです。

指数名	ISIN	SEDOL	ブルームバーグ	RIC
MarkitiBoxx 米ドル建てリキッドハイイールドキャプト TR 指数	GB00B3R8ZK26	B3R8ZK2	IBOXHYCT	.IBOXHYCT
MarkitiBoxx 米ドル建てリキッドハイイールドキャプト PR 指数	GB00B46GG567	B46GG56	IBOXHYCP	.IBOXHYCP

4. 付属資料

付属資料 I: 2012 年 5 月 31 日発効の指数の関する変更

2012 年 5 月 31 日に、Markit は上記の第 2 項に記載の規定の適用を開始しました。以下は、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数における、2012 年 5 月 31 日以前及び 2012 年 5 月 31 日以後の主な変更をまとめたものです。

4.1.1 発行日からの期間

2012 年 5 月 31 日以前

リバランス日時点で、債券は発行から 5 年未満でなければなりません。

2012 年 5 月 31 日以降

制限なし。

4.1.2 信用格付

2012 年 5 月 31 日以前

債券は、債券選考締切日時点で、投資適格以下(ただし債務不履行ではない)、すなわち S&P 又は Fitch では BB+以下、Moody's では Ba1 以下の格付でなければなりません。これらの平均の格付が、指数の格付を決定します。

格付が分かれている(例: Baa3/BB+または Ba1/BBB)債券は、指数から除外されます。格付が分かれている債券とは、ある格付機関が投資適格の格付を行っているが、別の格付機関は投資適格以下と格付している債券を指します。

Fitch 又は S&P が D と格付した、または Moody's のデフォルト発表対象となっている債券は、指数に組み入れることはできません。その後(債券選定締切日時点で)Fitch 又は S&P が D に格下げした、または Moody's のデフォルト発表対象となっている指数に採用されている債券は、次のリバランス日に指数から除外されます。

債券が投資適格からハイイールドに移行した場合、指数に採用されるに、その状態を 3 か月間(「安定化期間」)継続しなければなりません。

2012 年 5 月 31 日以降

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数のすべての債券は、Markit iBoxx 格付けにおいて投資適格以下に格付けされている必要があります。Markit iBoxx の格付けの算出では以下の信用格付機関 3 社の格付を考慮します。

- Fitch Ratings
- Moody's Investor Service
- Standard & Poor's Rating Services

投資適格以下の格付は、Fitch 及び S&P では BB+以下、Moody's では Ba1 以下と定義されますが、債務不履行ではありません。

上記の格付機関 2 社以上で格付されている場合、Markit iBoxx の格付は、提供された格付けの平均となり、最も近い格付の等級に統合されます。なお、格付のノッチは使用しません。

Fitch 又は S&P が D と格付した、または Moody's のデフォルト発表対象となっている債券は、指数に組み入れることはありません。その後(債券選定締切日時点で)Fitch 又は S&P が D に格下げした、または Moody's のデフォルト発表対象となっている指数に採用されている債券は、次のリバランス日に指数から除外されます。

債券が投資適格からハイイールドに移行した場合、指数に採用される前に、その状態を 3 か月間(「安定化期間」)継続しなければなりません。

4.1.3 債券の種類

2012年5月31日以前の種類

固定利付債、発行時点で(または発行体の格付の機能として)既知のクーポン支払スケジュールのあるステップアップ債、減債基金、中期債(「MTN」)、144A債、任意償還権付債券は、指数採用候補となります。

以下の商品は、指数から除外されます。優先株式、転換社債、その他の株式機能の付いた債券(例:オプション/ワラント)、永久債、変動金利債、PIK債、**買取請求権付社債**、**外国法人発行体向けの米ドル建て債券(例:ヤンキー債)**、ゼロクーポン債、ゼロステップアップ債(GAINS)、規制Sに基づき発行された債券。

2012年5月31日以降

固定利付債、発行時点で(または発行体の格付の機能として)既知のクーポン支払スケジュールのあるステップアップ債、減債基金、中期債(「MTN」)、144A債、任意償還権付社債、**買取請求権付社債**は、指数採用候補となります。

次の商品は、指数から除外されます。優先株式、転換社債、その他の株式機能の付いた債券(例:オプション/ワラント)、永久債、変動金利債、PIK債(PIK期間中)、ゼロクーポン債、ゼロステップアップ債(GAINS)、規制Sに基づき発行された債券。

4.1.4 最初の決済日

2012年5月31日以前

新規発行債券を来期に指数に採用するには、**債券選定締切日**、又はそれ以前に、最初の決済日を有していなければなりません。

2012年5月31日以降

新規発行債券を来期に指数に含めるには、**リバランス日**、又はそれ以前に、最初の決済日を有していなければなりません。

4.1.5 採用対象国及び除外国

2012年5月31日以前

該当なし

2012年5月31日以降

新たな国が、「Markit グローバル経済発展区分」に基づき先進市場に区分された場合、指数の採用対象国に追加されます。

「Markit グローバル経済発展区分」に基づき新興市場として区分された場合、その国は指数に組み込まれる資格がなくなります。「Markit グローバル経済発展区分」は、1年に1回更新され、結果は、7月末に、国の採用及び除外は、10月末から有効となります。

4.1.6 発行体の国

2012年5月31日以前

発行体、または金融子会社の場合、発行体の保証人又は会社の住所は、米国、バミューダ、ケイマン諸島、カナダ、日本、又は西ヨーロッパでなければなりません。

2012年5月31日以降

「Markit グローバル経済発展区分」に基づき、**先進市場と認識された国の債券**は、指数対象となります。

2012年3月時点で、発行体又は金融子会社の場合、発行体の保証人又は会社の住所は、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、カナダ、ケイマン諸島、キプロス、デンマーク、フェロー諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブ

ラルタル、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、米国または英国でなければならず、これらの国はカントリーリスク対象国でもあります。

4.1.7 残存期間

2012年5月31日以前

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数債への採用資格を満たすには、指数に組み込まれる時点で、**3年6か月**以上の残存期間を有していなければなりません。

採用されている債券が、満期まで**3年未満**の場合、次のリバランスで指数から除外されます。

リバランス日時点で、債券の満期までの期間は15年未満とします。

2012年5月31日以降

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数の資格を満たすには、リバランス日時点で、**1年6か月以上**の残存期間を有していなければなりません。

採用されている債券が、満期まで**1年未満**の場合は、次のリバランスで指数から除外されます。

債券の発行日時点で満期までの期間が15年以下の債券は、指数に採用される資格を有します。

4.2 Markit iBoxx の格付平均化の方法

4.2.1 概要

次の3つの信用格付機関の格付を考慮します。

- Fitch Ratings
- Moody's Investor Service
- Standard & Poor's Rating Services

債券が複数の機関から格付を受けている場合、平均の格付が債券に添付されます。トランチが格付けされていない場合、その元とされている債券(親)の格付を適用します。

Fitch Ratings 及び Moody's Investors Service、Standard & Poor's Rating Services の平均格付によって、指数の格付が決まります。ハイイールドは、Fitch 及び S&P では BB+以下、Moody's では Ba1 以下と定義されます。

格付けは、最も近い格付の等級に統合されます。格付のノッチは使用しません。

Fitch Ratings 及び Moody's Investors Service、Standard & Poor's Rating Services の平均格付によって、指数の格付が決定します。

格付けは、最も近い格付の等級に統合されます。格付のノッチは使用しません。

4.2.2 Markit iBoxx 指数の格付平均化の方法

平均格付を算出する際には、数値による得点が、考慮される格付機関が行った各格付に付加されます。以下の表には、現在考慮されている格付機関3社の格付を数値に変換したものが記載されています。

Fitch	Moody's	Standard & Poors	スコア
AAA	Aaa	AAA	1
AA+	Aa1	AA+	2
AA	Aa2	AA	3
AA-	Aa3	AA-	4
A+	A1	A+	5
A	A2	A	6

A-	A3	A-	7
BBB+	Baa1	BBB+	8
BBB	Baa2	BBB	9
BBB-	Baa3	BBB-	10
BB+	Ba1	BB+	11
BB	Ba2	BB	12
BB-	Ba3	BB-	13
B+	B1	B+	14
B	B2	B	15
B-	B3	B-	16
CCC+	Caa1	CCC+	17
CCC	Caa2	CCC	18
CCC-	Caa3	CCC-	19
CC	Ca	CC	20
C	C	C	21
D/RD		D	22

複数の格付が利用可能な場合、すべての得点の平均値を算出し、四捨五入して整数にします(例: 4.33 は 4 に、4.5 は 5 に)。それにより集計されたスコアは、iBoxx 指数格付に再び変換されます(iBoxx は、ノッチなしの格付等級のみを公表します)。

スコア	iBoxx 指数の格付
1	AAA
2	AA
3	
4	
5	A
6	
7	
8	BBB
9	
10	
11	BB
12	
13	
14	B
15	
16	
17	CCC
18	
19	
20	CC
21	C
22	D

5. 詳細情報

- 契約または内容の問題については、以下までお問い合わせください。

Markit Indices Limited

Walther-von-Cronberg-Platz 6

60594 Frankfurt am Main

Germany

電話: +49 (0) 69 299 868 100

ファックス: +49 (0) 69 299 868 149

電子メール: iBoxx@Markit.com

インターネット: <http://www.markit.com/Product/iBoxx>

同指数のテクニカルな問題及びクライアントサポートについては、iBoxx@Markit.com、又は以下までお問い合わせください。

アジア太平洋地域

日本: 03 6402 0837

シンガポール: +65 6499 0079

ヨーロッパ

全般: +800 6275 4800

英国: +44 20 7260 2111

米国

+1 877 762 7548

- ライセンス及びデータ

iBoxx は、Markit Indices Limited の登録商標です。Markit Indices Limited は、すべての iBoxx データ、データベース及び指数の権利、並びにそれらのすべての知的財産を所有しています。iBoxx 指数又は iBoxx データに基づく、もしくは参照する製品を作成及び、又は配布するには、Markit Indices Limited のライセンスが必要です。

- 所有権

Markit Indices Limited は、Markit Group の完全子会社です。www.markit.com

- その他の指数製品

Markit Indices Limited は、iTraxxCDS 指数及び iBoxx 為替取引加重指数を所有、管理、編集、並びに発行しています。